

夜間中学の整備と拡充を求める意見書

義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級いわゆる夜間中学は、本市にある西中原中学校を含む31校しかなく、関東、近畿及び中国地方の8都府県に限られている。

一方、文部科学省が実施した平成26年5月現在の中学校夜間学級等に関する実態調査では、全生徒のうち外国人が8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としていることが分かった。

地域においては言葉とともに、日本の文化や社会の仕組みを知らないと生活する上で様々な問題が生じ、また、夜間中学で学ぶことを希望する外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために就職や進学ができず困っている人も多いことから、こうした外国人に向けた対応が求められている。

よって、国におかれては、希望する人に対して夜間中学への就学の機会を提供できるよう夜間中学の整備と拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 年齢や国籍のほか居住地に関係なく希望する誰もが学べる夜間中学の全都道府県への設置を促進すること。
- 2 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に向け、都道府県と連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が夜間中学の情報を入手しやすいよう配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業料減免などの就学誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣